

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

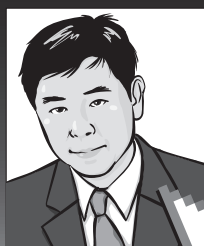
TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

パーキングチケット の課税区分

#298

熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

現在

東京税理士会会員相談室委員

東京地方税理士会税法研究所研究員

日本税務会計学会委員

大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。
ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

パーキングチケットは駐車料金だと考え、仕入税額控除の対象としてきた実務家が多いようである。しかし、インボイス制度開始後のチケットにはインボイスの登録番号が記載されていない。ということは、パーキングの利用料金は課税仕入れではなかったということになるのだろうか。あるいはインボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる「公共交通機関特例」の対象となる交通費に該当するのであろうか……。

調べてみたところ、どうやら警視庁は問合せに対し、「非課税」と回答しているようである。「……消費税法第6条で消費税は非課税……」というシンプルな説明であるが、消費税法別表第2の5号（行政手数料）に該当するということなのだろうか……。たかだか300円の経費ではあるが、本稿ではこのパーキングチケットの課税区分について考えてみたい。

I 警視庁ホームページの掲載内容

警視庁のホームページから「トップページ→交通安全→道路環境への配慮→時間制限駐車区間（パーキング・メーター等）→時間制限駐車区間について」と検索すると、パーキングチケットに関する取扱いを確認することができる。

【パーキングチケットに関する取扱い】

○時間制限駐車区間

短時間駐車車の需要に対応するため、道路状況、交通への影響や支障などを勘案して、駐車枠で指定した場所・方法に限り短時間駐車を認めるというものである。

このように時間を限って同一車両が引き続き駐車できる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間のこと



最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい